

マイクロソフトソフトウェア製品の使用に関する特約条項

1. 本特約条項は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「当社」という）のHyConnect/オープンパブリック（以下「本サービス」という）およびHyConnect/オープンパブリックのトライアル（以下「本トライアルサービス」という）において、本サービスの契約者およびトライアルの契約者（以下両者合わせて「お客様」という）がマイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト」という）の製品であるソフトウェア（以下「マイクロソフトソフトウェア製品」という）を使用するにあたり必要な事項を定めることを目的とします。お客様は、当該マイクロソフトソフトウェア製品が、マイクロソフトから再許諾権を付与された当社により使用許諾されたものであり、お客様が本特約条項に従う場合にのみ、本サービスまたは本トライアルサービスの提供を当社より受ける目的のためにのみ使用できるものであることを了解するものとし、マイクロソフトソフトウェア製品を使用する自己の役員および従業員にもこれを了解させるものとします。
2. 本特約条項に本サービスまたは本トライアルサービスにかかる他の規約もしくはサービス仕様書と異なる定めがある場合は、本特約条項の定めが優先して適用されるものとします。
3. お客様は、本サービスまたは本トライアルサービスにおいてマイクロソフトソフトウェア製品を使用するにあたり、本特約条項に同意するものとします。
なお、お客様は本サービスまたは本トライアルサービスにおいて許諾された範囲を超えて、マイクロソフトソフトウェア製品を第三者（お客様の顧客を含む）に使用させることができないものとします。
4. ただし、お客様は、お客様が本サービスまたは本トライアルサービスを使用して、お客様の顧客に対してサービスを提供する等、マイクロソフトソフトウェア製品を当該お客様の顧客に使用させることを当社が認めた場合（以下この場合におけるお客様の顧客を単に「顧客」といい、当該場合を「お客様が顧客に使用させる場合」という）は、この限りではありません。この場合、お客様は、お客様と顧客との間で締結する本サービスまたは本トライアルサービスに関する契約において、本特約条項（マイクロソフトが定める本特約条項添付の「エンドユーザーライセンス条項」を含み、本項において以下同じ）

に定める内容をすべて満たし、本特約条項に定めるお客様の義務と同等以上の義務を顧客に課すものとします。また、お客様は、顧客が本サービスまたは本トライアルサービスにおいて許諾された範囲を超えて、マイクロソフトソフトウェア製品を第三者（顧客の顧客を含む）に使用させることができないことを、顧客に了解させるものとします。

4. お客様（お客様が顧客に使用させる場合は、顧客を含む）が本特約条項に違反したときは、当社はなんらの通知・催告を要せずただちに本サービスまたは本トライアルサービスの全部または一部を解除できるものとします。また、当該違反により当社に損害が生じた場合、本サービスまたは本トライアルサービスの解除の有無にかかわらず、お客様は当社に対し、賠償責任を負うものとします。
5. マイクロソフトソフトウェア製品に関し、マイクロソフトが当社に対して再許諾権を付与する契約が終了した場合、本特約条項に基づくお客様の使用権（お客様が顧客に使用させる場合は3.に基づきお客様が顧客に許諾した顧客の使用権を含む）はすべて自動的に失効するものとします。
6. お客様はマイクロソフトソフトウェア製品の使用にあたり、次の定めを遵守するものとします。
 - (1) お客様は、マイクロソフトソフトウェア製品に含まれる著作権、商標、またはその他の知的財産権に関する表示を削除、変更、または不明瞭化しないものとします。
 - (2) お客様は、マイクロソフトソフトウェア製品について、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないものとします。但し、日本法においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます。
 - (3) 当社が提供する本サービスまたは本トライアルサービスの使用によりお客様（お客様が顧客に使用させる場合は、顧客を含む）に生じる直接損害、間接損害、または結果的損害などのすべての損害について、マイクロソフトは一切保証しないとともに、マイクロソフトおよびそのサプライヤーは賠償責任を負わないものとします。ただし、訴訟による確定判決など、日本法またはお客様（お客様が顧客に使用させる場合は、顧客を含む）に適用される法律により、かかる保証や責任の排除が認められない場合にはこの限りではありません。

なお、マイクロソフトのサプライヤーとは、マイクロソフトに対してマイクロソフトソフトウェア製品を提供もしくはライセンスするメーカーや供給元などを指します。

(4) お客様はマイクロソフトソフトウェア製品の偽造品、違法コピー、または不正ソフトウェアの製造、頒布、または譲渡に関与しないものとします。お客様は、これらの活動に関与している当事者に対して、かかる事実を認識したうえで、マイクロソフトソフトウェア製品を頒布または譲渡しないものとします。お客様は、マイクロソフトまたはいずれかのライセンサーに帰属するコンピュータープログラム、マニュアル、マーケティング資料などについて、偽造、違法コピー、その他の知的財産侵害の疑いを把握した場合は、当社に速やかに報告するものとします。お客様は、マイクロソフトがこのような不正行為を調査する場合、協力するものとします。

(5) お客様は、必要とされる政府の許可のすべてを取得したうえで、本特約条項に定める権利を行使するものとします。また、お客様は、適用されるあらゆる法令を遵守するものとします。

(6) お客様は、(i)お客様によって持ち込まれたソフトウェアウイルス、(ii)お客様による本特約条項の違反、または(iii)お客様（お客様が顧客に使用させる場合は、顧客を含む）による、マイクロソフトソフトウェア製品の全部または一部の不正または不適切なインストール、使用、アクセスまたは本特約条項により許可された場合のコピー、複製もしくは頒布に起因して生じた請求に対し、当社、マイクロソフトを免責し、その損害を賠償し、一切の損害が及ばないようにするものとします。なお、「不正または不適切な」とは、本特約条項の定めに違反する行為や正規品以外のマイクロソフトライセンス製品に関する行為などを意味するものとします。

また、当社またはマイクロソフトがお客様に対して侵害があるとされるマイクロソフトソフトウェア製品の使用（お客様が顧客に使用させる場合は、お客様から顧客への頒布を含み、本号において以下同じ）の中止を通知したにもかかわらず、お客様が当該マイクロソフトソフトウェア製品の使用を直ちに中止しなかった場合には、お客様は当該使用に関連して生じた一切の損害、費用、および経費（合理的な額の弁護士報酬を含む）について、当社およびマイクロソフトに対して責任を負うものとします。

(7) お客様は、当社またはマイクロソフトから

要請があった場合、お客様（お客様が顧客に使用させる場合は、顧客を含む）の情報を当社またはマイクロソフトへ開示することに同意します。

(8) お客様は、マイクロソフトソフトウェア製品について、以下の定めを了解するものとし、以下に定める高リスク使用に関連してお客様（お客様が顧客に使用させる場合は、顧客を含む）のマイクロソフトソフトウェア製品の使用により生じる第三者からのクレームについて、マイクロソフトに補償し、損害を及ぼさないことに同意するものとします。

- ・フォルトトレランス機能（不具合に対して自動的に対応できる機能または性能）を備えていないこと。
- ・エラーがないことや動作が中断されないことは保証されていないこと。
- ・マイクロソフトソフトウェア製品に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用する（以下、「高リスク使用」）ことはできないこと。（お客様が顧客に使用させる場合は、高リスク使用する権利を顧客に対して付与することはできないこと。）

なお、高リスク使用の例には、航空機その他の輸送手段による人の大量輸送、核施設もしくは化学施設、生命維持システム、体内埋込型医療機器、自動車、兵器システムが含まれますが、これらに限定されません。高リスク使用には、その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながることのない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非管理アプリケーションなど、管理を目的とした本製品の使用は含まれません。これらの非管理アプリケーションは、管理アプリケーションと通信することは可能だが、直接または間接的に管理機能を担当するものであってはなりません。

(9) お客様が顧客に使用せる場合、お客様は、お客様が本特約条項を遵守していることをマイクロソフトが確認する権利を認めるものします。なお、当該確認については、次のとおりとします。

- ・お客様は、お客様が使用または顧客に使用させる製品に関する記録を作成し保管するものとします。マイクロソフトは、マイクロソフトの費用負担により、本特約条項の遵守状況を確認することができます。

・遵守状況を確認するため、マイクロソフトは独立監査人に秘密保持義務を負わせた上で監査を依頼します。かかる確認は、30日以上前に事前通知し、お客様の通常の業務時間内に、お客様の業務を不当に妨害することのない方法によって実施します。お客様はかかる独立監査人に対し、確認の促進のために合理的に要求される情報(マイクロソフトソフトウェア製品を実行しているシステムへのアクセス、お客様が顧客に再許諾するマイクロソフトソフトウェア製品のライセンスの証拠を含みます)を速やかに提供しなければなりません。それに代えて、マイクロソフトは、お客様が使用または顧客に使用させるマイクロソフトソフトウェア製品について、マイクロソフトの内部監査用質問票に回答するようお客様に要求することもできますが、この要求によって前記の確認を行うことが妨げられるものではありません。

マイクロソフトが確認を実施した際に重大な不正使用が確認されなかった場合、マイクロソフトは同一法人に対して1年間は確認を実施しません。マイクロソフトおよび独立監査人は、遵守状況の確認で得た情報を、マイクロソフトの権利行使およびお客様が本特約条項を遵守しているか否かの判定にのみ使用します。前記の権利および確認手順を発動したとしても、マイクロソフトは、本特約条項を別途強制する権利を放棄するものではなく、また、自らの知的財産権を、法令で認められたあらゆる手段によって保護する権利を放棄するものではありません。

・確認または内部監査により不正使用が確認された場合、お客様は実際に使用する製品の部数に対応する数のライセンスを直ちに発注しなければなりません。重大な不正使用が認められた場合、お客様は、確認に要したマイクロソフトの費用を補償し、さらに30日以内に必要な追加ライセンスを取得しなければなりません。

(10) お客様は本サービスまたは本トライアルサービスにおいてマイクロソフトソフトウェア製品を使用するにあたり、マイクロソフトが定める本特約条項添付の「エンドユーザーライセンス条項」、当該マイクロソフトソフトウェア製品に適用される最新版の「サービスプロバイダ製品使用権説明書」および別途当社またはマイクロソフトより提示される条件に同意し、遵守するものとします。また、これらの条件に本特約条項と異なる定めがある場合は、お客様の

権利をより制限する定めが優先して適用されるものとします。なお、お客様は「エンドユーザーライセンス条項」がマイクロソフトによって随時更新されるものであることを了解します。なお、当該更新の場合、当社はお客様にその旨通知するものとし、更新後の「エンドユーザーライセンス条項」は当社の指定する更新日をもってお客様当社間で有効となるものとします。またお客様は、最新版の「サービスプロバイダ製品使用権説明書」を、マイクロソフトのホームページ (<http://www.microsoft.com/>) により参照するものとします。

以上

エンドユーザーライセンス条項

マイクロソフト ソフトウェア製品の使用に関する注意事項

本書は、マイクロソフトのソフトウェア製品の使用について規定したものです。

マイクロソフトのソフトウェア製品とは、当社から提供されたマイクロソフト製品であって、付随する記録媒体、印刷物、および「オンライン」または電子文書を含むこともあります（以下それぞれ、または総称して『本製品』と言います）。当社は本製品を所有するものではなく、お客様は本製品を、当社からお客様に通知される一定の権利および制限に従って使用するものとします。お客様が本製品を使用する権利は、お客様が当社との間に締結した契約書の条項に従い、かつ以下の条項をお客様が理解し、同意し、遵守することを条件として許諾されますが、当社は以下の条項を修正したり変更したりすることはできないものとします。

1. 定義

「クライアントソフトウェア」とは、デバイスからサーバーソフトウェアのサービスまたは機能を呼び出し、またはそれらを利用することができるようにするためのソフトウェアを意味します。

「デバイス」とは、コンピューター、ワークステーション、ターミナル、ハンドヘルド PC、電話、パーソナルデジタルアシスタント（PDA）、スマートフォン、サーバーまたはその他の電子デバイスのそれぞれを意味します。

「サーバーソフトウェア」とは、サーバーとして機能しているコンピューター上でサービスまたは機能を提供するソフトウェアを意味します。

「ソフトウェア関連文書」とは、サーバーソフトウェアに付属するあらゆるエンドユーザー向け文書を意味します。

「再頒布可能ソフトウェア」とは、下記の第4条（「再頒布可能ソフトウェアの使用」）に記載されたソフトウェアを意味します。

2. 本製品の知的財産権

本製品は、Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト」）の関連会社から当社にライセンスが許諾されているものです。本製品（および本製品に組み込まれた、イメージ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、音楽、テキスト、アプレット等の素材）についての権利および知的財産権は、マイクロソフトまたはその供給者が有するものです。本製品は著作権法およびその他の知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。お客様が本製品を保有したり、アクセスしたり、使用したりすることによって、本製品の所有権や知的財産権がお客様に譲渡されることはありません。

3. クライアントソフトウェアの使用

お客様は、当社によってお客様のデバイスにイ

ンストールされたクライアントソフトウェアを、当社によってお客様に提供される指示・条件に従って、当社のサービスと共にのみ使用することができます。本書の条項は、お客様によるクライアントソフトウェアの使用中に電子的形式で表示されるマイクロソフトエンドユーザー使用許諾契約に恒久的に優先するものです。

4. 再頒布可能ソフトウェアの使用

当社によってお客様に提供されるサービスに関連して、お客様は、「サンプル」、「再頒布可能」または Software Development Kit（「SDK」）ソフトウェアコードおよびツールへのアクセスが許諾される場合があります（以下個別に、または総称して「再頒布可能ソフトウェア」といいます）。サービスプロバイダー製品使用権説明書内に記載されており、当社が提示する義務を負う追加の条件に明示的に同意し、それを遵守しない限り、お客様は再頒布可能ソフトウェアを使用し、改変し、複製し、および頒布することはできません。マイクロソフトは、当社がお客様に対して提示する追加条件に、お客様が明示的に同意し、それを遵守しない限り、再頒布可能ソフトウェアのいかなる使用も許諾しません。

5. 複製

お客様は本製品のコピーを作成することはできません。ただしお客様は、（a）当社の明示的な許可に従って特定のクライアントソフトウェアのコピー1部をデバイスにインストールすることができ、また（b）上記の第4条（「再頒布可能ソフトウェアの使用」）に従って、一定の再頒布可能ソフトウェアのコピーを作成することができます。お客様は、当社との契約が終了した場合、当社による通知があった場合、またはお客様がデバイスを他の個人または法人に譲渡した場合のう

ち、いずれか最も早く到来した時点で、かかるクライアントソフトウェアまたは再頒布可能ソフトウェアのすべてを消去または破棄しなければなりません。お客様は、本製品に付随するいかなる印刷物も複製することはできません。

6. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。ただし、かかる制限にかかわらず適用のある法律により明確に許容されている限度においてはこの限りではありません。

7. レンタル、リース等の禁止

お客様は、本製品をレンタル、リース、貸与したり、担保の対象としたり、第三者に直接的、間接的に譲渡または再頒布することはできず、第三者に対して本製品の機能にアクセスさせたり、使用させたりすることはできません。

8. 解除

お客様が本書の条項に違反した場合、当社は、他の権利を害することなく、本製品を使用するお客様の権利を解除することができます。本製品のライセンスを許諾するお客様と当社との契約、または当社とマイクロソフトとの契約が解除された場合、お客様は本製品の使用を中止し、本製品の複製物およびその構成部分をすべて廃棄しなければなりません。

9. マイクロソフトによる保証、責任、または救済の不存在

お客様に対する保証、損害に対する賠償およびお客様の救済は、マイクロソフトまたはその関連会社ではなく、当社によってのみ提供されるものです。

10. 製品サポート

本製品の製品サポートは当社によって提供されるもので、マイクロソフトまたはそれらの関連会社によって提供されるものではありません。

11. フォルトトレランス

本製品には、フォルトトレランス機能を持たないテクノロジーが含まれている可能性があります。本製品は、万一不具合があった場合に、死亡、人身傷害、または重大な物損もしくは環境破壊をもたらす可能性のある環境またはアプリケーションとして設計、製造されたものではなく、そのため

に使用または適用されるものではありません。

12. 輸出規制

本製品は、米国輸出管理規制の対象品です。貴社は、適用されるすべての法令（米国輸出管理規則、国際武器取引規則、ならびに米国、日本国およびその他の政府機関によるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用、および輸出対象国に関する規制を含みます）を遵守しなければなりません。詳細については、<http://www.microsoft.com/japan/exporting/> を参照してください。

13. 違反の責任

お客様が当社に対して負う一切の責任に加え、お客様はマイクロソフトに対しても、当該条項への違反について直接的な法的責任を負うこととに同意するものとします。

以上